

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 9 月 3 日号をお送りします。

\*===== Index=====\*

▼ 法令情報

>>>会社が負担する外国人のビザ・レジデンスカード取得費用にかかる個人所得税

>>>ベトナム短期間入国者（外国人労働者・外交・公用目的の入国者）は 14 日集中隔離免除

\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*  
==\*-----\*-----\*

■—法令情報—■

【税務】会社が負担する外国人のビザ・レジデンスカード取得費用にかかる個人所得税

=====  
=====◆◇◆◇◆

2020 年 5 月 20 日、税務総局はオフィシャルレター Official Letter 2014/TCT-DNNCN 号を  
発行し、外国人労働者のビザ・レジデンスカード取得費用を会社が負担する場合の個人  
所得税について次のとおり案内した。

- (1) 外国人労働者がベトナムの法人・駐在事務所等で勤務できる要件を満たすよう、  
雇用者が責任をもって当該外国人のビザ・レジデンスカードの取得申請や延長費用を  
負担している場合は、当該ビザ・レジデンスカードの費用は外国人の給与賃金所得に  
合算しなくてよい。
- (2) ベトナムの法人・駐在事務所等で勤務している外国人の海外出張時に発生するビザ  
費用の場合は、会社は財務規定等の社内規定に従って出張旅費としてビザ費用を  
支払っており、（会社が上限額を設けている場合）上限額を超えていないのであれば、  
当該ビザ費用を外国人の給与賃金所得に合算しなくてよい。ビザ費用が財務規定等の  
社内規定において定められている上限額を超えている場合は、超過分は当該外国人の  
課税所得とみなされ、給与賃金所得に合算し、個人所得税を算出する必要がある。

(3) 会社が上記に規定する以外の外国人のためにビザ・レジデンスカード費用を負担する場合、当該費用は外国人の所得とみなされ、個人所得税上は当該費用を外国人の給与賃金所得に合算し、個人所得税を算出する必要がある。

#### 参考文献

2020年5月20日付税務総局発行オフィシャルレター-Official Letter 2014/TCT-DNNCN 号

#### ■—法令情報—

【労働関連】ベトナム短期間入国者（外国人労働者・外交・公用目的の入国者）は  
14日集中隔離免除

=====

2020年8月31日、ベトナム保険省は、政府発行の2020年8月29日付通知 Notice 313/TB-VPCP 号-ベトナムに短期（14日以下）入国する外国人に対する Covid-19 の防止対策案内-に関するオフィシャルレター-Official Letter 4674/BYT-MT 号を公布した。注意すべき点は以下のとおり。

- (1) ベトナム滞在日数が14日以下の投資資家、管理者、専門家、熟練技術労働者および同伴家族・親戚、ならびに外交・公用目的で入国する者（以下、「短期入国者」という）はベトナム入国にあたって14日間の集中隔離を行う必要はない。ただし、Covid-19 感染防止ルール遵守を徹底しなければならない。
- (2) 短期入国者と接触する者は適切な健康管理を実施しなければならない。
- (3) 短期入国者は規定された滞在場所にのみ滞在しなければならない。
- (4) 短期入国者は海外医療保険を購入する。もし海外医療保険を保有せず Covid-19 に感染した場合には、招聘する法人あるいは組織が医療費を負担する。
- (5) 短期入国者のうち投資資家、管理者、専門家、熟練技術労働者および同伴家族・親戚については、健康監察のため勤務予定日より1日前に入国しなければならない。この健康観察により陽性判定を受けた場合の隔離費用、交通費、検査費などは招聘する法人あるいは組織が負担する。

(6) 入国日から 14 日目以降も、ベトナムで業務を継続する必要があり、短期入国者が滞在を延長する場合、検査結果が陰性であれば隔離を受けずに業務を継続できる。

本規定およびオフィシャルレターは、あくまで公表されているがまだ実務上の不明点が多いため、

入国の手続きなどに関するガイダンスの公表を待つ必要がある。

今後新たな情報が入手でき次第、当ニュースレターにて配信する。

#### 参考文献

1.2020 年 8 月 29 日付通知 Notice 313/TB-VPCP 号

2.2020 年 8 月 31 日付オフィシャルレター Official Letter 4674/BYT-MT 号

#### ■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。

[http://www.i-glocal.com/vietnam\\_business\\_2020/](http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/)

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

---

-----  
Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.  
-----